

門真市発注の入札に係る質問・回答書

件名 浄化センターフェンス整備工事

| | 質 問 | 回 答 |
|---|--|---|
| 1 | 設計書第一号明細書には、支保基礎無50mとあるが、添付されている地図にその部分と分かる記載がされているか。 | 今回の入札におけるフェンスの設置範囲は、「k2-5」PDFの地図上において浄化センターを囲む黒線として示していますが、ご質問にある支保基礎無50mの範囲は、パチンコ屋の敷地と田んぼに隣接してるガレージの裏側を想定しています。現地の確認を希望される場合は、事前に環境政策課まで申出て下さい。 |
| 2 | 50m支保無のフェンスは、どこに固定すればよいのか。 | 現状設置している柵や壁等にバラ線等を用いて固定して下さい。 |
| 3 | 特記事項3パチンコ屋側の門について、どのように施行すればよいのか説明してもらいたい。 | 浄化センターの門の内パチンコ屋側の門以外は、開閉できないようにし、パチンコ屋側の門は、門自体にフェンスを固定し、施工後も車が通れるようにして下さい。 |
| 4 | 施工時の邪魔になった場合は、敷地内の花や木を除去しても良いか、またフェンスは、敷地の外側に固定する場合もあるか。 | ある程度除去することは問題ありませんが、除去した草木をこちらで処分することは出来ないため、必要ならば事前に相談して下さい。 また、フェンスの設置位置については、敷地内に収まるよう施行して下さい。 |
| 5 | 特記事項にある現場事務所は、必ず設置する必要があるのか、また施設内に駐車場や資材を置く場所はあるのか | 特記事項の現場事務所とは、設置する場合は、相談して下さいという意味ですが、現場のトイレは使用できませんので、設置しないのであれば仮設等を検討して下さい。また、施設内の駐車場および通路については、作業車の駐車場や資材置き場として使用されても問題ないですが、他の工事も行っている場合もあるので譲り合って使用して下さい。なお、作業や飲食により出たごみ等は、必ず持ち帰り、ゴミ等を出した者の責任において処分して下さい。 |

| | |
|--------|---|
| 回 答 | (e-mailアドレス) keiyaku@city.kadoma.osaka.jp |
| | 門真市 総務部 総務課 契約グループ |
| | 電話06(6902)5746(内線2216~2218) |